

幕末維新期の福井藩政改革と藩校 地方教育史研究の視点から

熊澤恵里子*

1. はじめに
2. 幕末期における福井藩
 - (1) 国内遊学の制度化
 - (2) 明道館詰村田氏寿の関西視察
 - (3) 藩校明道館における学風改革
 - (4) 横井小楠と門人の活躍
3. 維新时期における福井藩
 - (1) 藩校明新館の学制改革
 - (2) 新しい市民層の創出
 - (3) 遊学資金の調達
4. 静岡藩からの教師招聘
5. 文武の解職
6. 藩政改革の成果
7. おわりに

1. はじめに

幕末維新期の藩校は、藩政改革と密接なかかわりの中で展開している。幕末には、天保の大飢饉と物価の高騰に加えて外国船の渡来による政情不安という内憂外患の危機的状況のなかで、幕藩体制を維持するために倭約による財政再建が行われるとともに、藩学が奨励され儒教主義による中・下級藩士教育の充実が図られた。だがその一方で藩学は、軍事的あるいは経済的要請から、伝統的な教育内容を見直し、西洋の学問・技術を取り入れざるえないという選択を余儀なくされた。

藩校の改革は教授職にあった儒学者主導ではなく、藩政改革と連動して学校行政の管理・運営のために任命された「学校奉行」や「学監」により行われた。現体制の維持を目的として藩校の改革は推進されたが、改革が進めば進むほど、洋学を中心とした教育内容や能力主義の導入など、機構改革が促進され、幕藩体制そのものが足元から切り崩されていった。また、幕藩体制の動揺に伴い、従来の儒教的価値観や世界観は疑問視され、それに変わる新しい価値観が求められるようになったのである¹⁾。

維新後、明治政府が皇学首位、漢学洋学翼位という大学校における方針を示したこともあり、諸藩の中には学制改革を実施し洋学を正式に藩校の教育内容としたところもあらわれた。幕末維新时期に行

* 東京農業大学教職・学術情報課程助教授

われた遊学や教師招聘は藩校の改革に直接的に作用し、全国的な「水準化」「同質化」を促進する²側面をもちえた一方で、自藩独自化を図る原動力になったと考えられる。

本稿では、幕末から明治初期の変革期に諸藩がその政治的・経済的・地理的条件の下でどのような生き残り策を模索したのか、藩政改革のなかで藩校はどのような役割を期待されたのかについて、福井藩を事例として考察を行いたい。

2. 幕末期における福井藩

幕末維新时期における福井藩政改革と藩校の動向は、他の例外ではない³。16代藩主松平慶永、17代藩主松平茂昭の治世に藩政改革を推進し、経済的、政治的、学問的にも飛躍的な発展を遂げている。福井藩では天保年間に天方孫六ら上級藩士の主導で藩政改革が行われ、徹底的な儉約策がとられた。藩学は文化8年(1811)に学問所正義堂を創設したが小規模で振るわず、天保14年(1843)にお国入りした松平慶永は「我越前国福井は学問の流行せざる所⁴」で、武芸も「先祖伝授して他国の改良をしらす、固陋の風習あり⁵」と述べている。そこで安政2年(1855)に藩校明道館が設立され、「文武は御政道之御基本」として藩士全員に文武修業が義務づけられたのである⁶。安政年間には側用人中根雪江主導で藩政改革が実施され、藩校には、経書科、兵書武技科、史科、歴史諸子科、典礼科、詠歌詩文科、習書算術曆学科、医学科、蘭学科の9科が設置された⁷。安政4年、橋本左内が学監心得に就くと「文武一致・政教不岐」の理念の下で改革が行われ⁸、物産科、洋学科、算科局、兵科局が新たに設置された⁹。また、経済政策においても由利公正(三岡石五郎)を登用するなど、下級藩士の活躍が目立った。軍事教育においても、改革派の主張により西洋調練が採用された¹⁰。しかし安政5年、將軍継嗣問題に端を発し藩主慶永が隠居、さらに翌年橋本左内が死罪に処されるという危機に見舞われ、中根雪江が辞職し、改革派は窮地に追い込まれる。だが文久年間に入ると状況は一変し、文久元年(1861)に雪江が側用人に返り咲き、中央では翌2年に慶永が政事総裁職に就任した。慶永は幕政の改革に努める一方で、国許へも絶えず中央の情報や助言を与え、改革派の強力な後ろ盾となった。藩政改革が慶永の意向を具現化するかたちで進められたことは、改革が非常に短期間で効果を上げる結果をもたらしたといっても過言ではない。また、経済的にも制産方の由利公正、佐々木権六らの尽力により、長崎・横浜における生糸販売などで利潤を上げ、それまでの儉約策から富国策への転換を図っている。このような政治・経済の変化の下で、藩校も文武学校として次第に組織化されていった。これら一連の藩政改革と藩校の改革の原動力になったのが同藩の遊学である。士分から卒に至るまで、幕末維新时期における遊学者数は、これまでに判明した限りでは家臣団の約20%にもものぼる¹¹(表1・2・3)。遊学をはじめ、他藩視察や教師招聘などのネットワークで得た情報は、維新後の同藩の学制改革を決定づける要因にもなった。

(1) 国内遊学の制度化

福井藩における遊学制度は嘉永4年(1851)の文武・医学修行に始まり、橋本左内が学監心得就任後の安政4年(1857)5月に藩費遊学・私費遊学の制度化案が出されている¹²。当該期の遊学は、藩主導による海防関連の知識・技術の修得が中心であり、次第に組織されていった(表1)。

安政4年2月に「加州へ硝子並雷銀、為伝習人遣可申旨」が中根雪江から申し渡され、左内は3名

を人選した¹³⁾。加賀藩とは良好な関係にあったようで、2月には「蒸気船原書写本 加州より御借入 三冊¹⁴⁾」と記されている。同月中には加賀藩へ医師魚住順方の派遣が決まり、「一日四百文と見込、三十日分 路費宿料兩人合四両斗 別封金にて 器械製作料 五両」と、人足3名が用意された¹⁵⁾。魚住は匙医師で医学館教授方という高い役職についていたが、それを免じられて海防に必須の器械製作に当たることになった。左内をはじめ弟橋本縄三郎も本来は医術の道にあったことを考えると、福井藩における洋学修行はすでに蘭学の知識を有していた彼らが担っていたといえよう。順方は洋書習学所設立の際には洋学句読師に任命されている¹⁶⁾。福井藩ではすでに蒸気船製造の取調が始まっており¹⁷⁾、順方の遊学もその技術習得のためであったと考えられる。同年7月には、物産掛の河合常之進が蒸気船の燃料となる石炭を掘り当てた¹⁸⁾。10月には「分析術修行」のために長崎へ派遣されていた物産掛由利公正から、分析術を今後「取掛り居候義に有之候はば、魚住並に外一両輩人選し、彼之方へ罷越致修行候はば随一の近道と被存候¹⁹⁾」と左内へ進言があった。

安政4年7月に出府した左内とともに、堤五市郎、溝口辰五郎、斉藤喜作の3名が「学問修行」を命じられ²⁰⁾、8月には由利公正の弟三岡友蔵と横山猶蔵が加わっている²¹⁾。修学内容については左内に一任されており、友蔵は「海軍教授所へ罷出候様取計申置」き、猶蔵は「諸方へ広く会読講論等二遣し、日々探索二指出申」す予定であった²²⁾。10月付の左内から村田氏寿宛書簡には、「堤は騎兵取調並槍術稽古、三岡は蘭書二打込、傍ら図写法相学、横山八専ら子類涉獵、且小拙手助に諸方へ探索二罷越、其中小拙・堤・三岡は折々講武場・海軍教授所へも罷出候(略)溝口・斉藤にも原書学被仰付可然²³⁾」とある。遊学名目は「学問修行」であるが、内容は多岐にわたった。また横山猶蔵のように、諸藩の情報収集も担わされていた点は興味深い。

安政5年に入ると、「会計場一年之計不思議に御都合能、又々相応の御貯出来、聊御安意可被下候²⁴⁾」と、藩財政の好調な様子が報告されている。これは長崎における海外貿易の成功によるものと考えられるが²⁵⁾、具体的な数字などは不明である。明道館では「洋学修行」も進み、江戸への遊学願いが出されている²⁶⁾。7月には前述の「洋学修行」希望者6名の選考が行われた²⁷⁾。試験の詳細は不明だが、かなりの時間を割いて慎重に審査されたようで、11月になってようやく2名に江戸遊学が命じられている²⁸⁾。8月には、長崎で「航海術修行」を行っていた河合常之進が箱館に到着し、幕臣武田斐三郎へ入塾した²⁹⁾。

(2) 明道館詰村田氏寿の関西視察

福井藩では海防に必要な技術の修得を急ぐ一方で、安政4年(1857)3月に「近来逐々学政御張り被成候に付、御自分学問修行、旁諸藩の学制為穿鑿、中国并九州筋へ可被遣者可被仰付哉」と、明道館助訓導師村田氏寿と句読師安部又三郎へ達した³⁰⁾。これは熊本藩の儒者横井小楠の招聘を目的としており、その行程において「学問修行」および「各地の有志に面会し、又、各藩の学校教養等取調³¹⁾」を行うというものであった。氏寿は翌月明道館詰³²⁾を命ぜられている。明道館詰とは藩主慶永が文武学校設立に当たり、教授ではなく家老ら藩重臣16名を藩校運営に当たさせたものである。

氏寿は、安政4年3月末に福井を出立し京都・大坂を経て、姫路藩をはじめとして11箇所(姫路藩 岡山藩 福山藩 広島藩 岩国藩 久留米藩 柳川藩 熊本藩 鹿児島藩 長崎 佐賀藩)の状況をつぶさに記録している。何よりも各藩の上層部や学校教授方に直接面会し調査した点が特徴で、キ

ワードは「文武学校」である。安政年間にはまだ学問所に語学や洋算、西洋式の兵制を取り入れている藩は少なく、例えば鹿児島藩のように海防関係は優秀でも学問は全く振るわない等、文武のいずれかに偏りが見られた。諸藩とも教官の人材に乏しく教育方法が徹底していないなど、問題点が指摘されている。氏寿は鹿児島や佐賀藩で反射炉や訓練等の軍事施設を丹念に視察し、長崎では航海術の稽古に立ち合っている。軍事や航海技術の重視は、福井藩の政治的地理的経済的諸条件を背景とした海防意識と商業貿易への関心の高さを物語る³³⁾。

氏寿帰藩後の安政4年9月に通達された算科局設立の御趣意³⁴⁾では、「数学之儀は人生必用之一科」とあり、「戦争之時二在テ八城砦を径営し、軍伍を整列し、糧食を分配し、兵器を製し、遠近高低を測量し、炮煩射弾之用を達する等、悉ク算術之力に頼らすといふ事なし、其上日月星辰之運行を考へ、律度衡之分寸を定め、航海術を扶助する等、此算術ニ資らざる事を得ず」と、兵学の基礎となる算科の重要性が説かれた。

氏寿は「吾福井藩従前文武学校ノ設置無之ハ一ノ大闕典タリ。慶永公御初ヨリ御自身専ラ文武御修学在ラセラレ、又藩士御奨励アラセラル、事一方ナラス、殊二前年外舶渡来ニ付富国強兵ノ政二ノミ一藩ヲ拳ケテ趣向立サセラル折柄、文武ノ学校ヲ建設シ諸士ヲ教養スルハ最急務ノ事ナリトテ、今般福井城三ノ丸一円ヲ其地所と為シ、其力為メ士族ノ屋敷数多取払ハセラル。此時氏寿文武学校ノ事務ヲ担任シ、嚮ニ取調フル所ノ各藩文武学校ノ体裁ヲ折衷シ執行ス。是ニ於テ文武ノ業大ニ宿弊ヲ革メ、以テ他日振起ノ基礎ト成ヘキ³⁵⁾」と、巡回の成果が明道館設立に活かされたことを語っている。

(3) 藩校明道館における学風改革

橋本左内と村田氏寿の連携により藩校の制度的な改革が着々と進められる中、その教育内容も大きく転換していった。

安政4年(1857)末の明道館は、「武場は壮んに候得共、学問所の方は其釣合に参り不申候³⁶⁾」、「実徳実才の者出来、治教一致の場合に至候事、甚無覚束、依之教官列二三の面々心痛大に致憤激、来春より教育方に付種々講習研究も有之候」と、人材育成にはほど遠い状況であった。氏寿は「実用実才の物生育不致候ては、学者は徒らに空言無用の徒に可相成、所謂儒生俗士と并べ称せらるに至ては、誠に可愧死次第」と、旧習を痛烈に批判し、「高知寄合席柄之子弟兎角人物乏敷、驕情柔弱、旧来の気習一新に及兼込入候」と、家格の弊害を述べている。家格によって修行時間や教育内容が異なり、優秀であっても家格が低い場合はその能力がなかなか役職や昇級に反映されなかった。

同じ頃、江戸在勤の藩主慶永は率先して、洋学導入に努めている。左内の書簡には、「君上此節は、『八大家文』『東坡策』の処御覽被遊候。朝の内は『政記』御覽被遊、随分御見の進候事も御座候御様子に御座候。去三日御側向も旧格御破被遊、以来は広く外人に交り文武共研究致候様、思召を以て被仰出候。定て追々手配致し修行筋相励可申と、大慶罷在候。此一事に付ては、内実は色々御特旨も被為在候得共、事長候故略仕候³⁷⁾」とあり、それまでの学風を一変させて洋学の勉学を開始したことが判明する。「内実」に関しては言及されていないが、おそらく福井藩における遅々とした改革を憂い、藩主自らが模範を示したものといえよう。慶永はただ闇雲に修業するのではなく、「文学にて申せば、真誠に識見相開、行々国事の相談も出来、経済之学に進み候様、篤志之者と相議し、諸般可及処置候。武事之儀も同断」と、系統的な学習方法の採用にも言及している³⁸⁾。

一方、明道館入学以前の者、近在の者を対象とした外塾については「近来一整頓、児輩の励み方大にスルドク相成候」、「今の勢にては兩三年中には屹度功効も見へ可申候」、「百人余に及び、来春は少しづつ人選登館致させ候」と、順調な様子が見え始める。明道館の改革は、その基礎教育段階である外塾から着手されたことがわかる。外塾の成績優秀者を推挙し、明道館へ入学させようとするこの試みは、下級士族の潜在的な要求に応えた措置であると思われる。同月には、明道館に新たに英学を設けたいという希望が、藩重役本多修理から左内へ提出されている³⁹⁾。

安政5年1月になると状況は好転し、「武場昼後は少く、文場反之一日稽古なども方々有之候⁴⁰⁾」と、「文学修行」が盛んになったことが伝えられている。また、2月には京都滞在中の左内の書簡に「吾藩之義も旧臘之御建白振、全、西洋風ニて、皇国を思之状は無之云々と、上下に沙汰も有之に、内密取沙汰仕候⁴¹⁾」とあり、守旧派が一掃されたことが窺える。しかし、左内がこの状況を手放して喜んでいたとは思えない。安政4年4月の洋書習学所設立の際の布令原案⁴²⁾では、洋学の有用性を認めながらも弊害も指摘し、「決して明道館の学の外に洋学と申者一派御嘗建有之候趣意に候はず」と、洋学一辺倒になることに警告を発していた。左内は「兎角人情妄に流行を逐ひ、或新奇を好み候」ことを戒め、「学問」と「技芸」は別ものであることを説いた。「学問」とは「道」の修行、例えば儒者のように深く学問をすることであり、一生涯かけて修得するものである。「技芸」とは、例えば故事を覚えたり詩歌を巧みに作ったりする技術である。したがって、洋学の学習にあたっては、「洋学科のみ孤行為致候と、末に至り自然一偏に陥り候弊も可生奉存候間、行々は教授より篤と人撰致し、学一経に通し候者に洋学一科づゝ為相学候様仕度候」と、厳しい条件がつけられている。このような考え方は、中根雪江も同様で、それまでのものを全て否定し新しい制度や方法をすべてよしとする風潮に警鐘を鳴らしている。

(4) 横井小楠と門人の活躍

明道館の学風改革の促進剤になったのは、儒者横井小楠であろう。福井藩では旧習を一蹴し「政教一致」を実現するために、小楠を「政事の師」として招聘した⁴³⁾。小楠はすでに弘化4年(1847)に来福し、『大学』の「三綱領」を講じて評判を得ていた⁴⁴⁾。由利公正は19歳の時に小楠の講義を聴き、大いに感銘を受け「実務実益を究めんと欲し、先づ越藩の財政を調査せんと試み」たという。嘉永2年(1848)には、後に外塾頭を勤めた三寺三作が小楠堂へ入塾している⁴⁵⁾。小楠は福井藩藩儒吉田悌蔵や、その弟で家老稲葉正博の家臣岡田準介とも親交があり、身分を超えて人々の信頼を集めていた。小楠が福井藩の要請により嘉永2年に著した「学校問答書」では、「必学政一致に志し人才生育に心を留め」ることが肝要であり、その「学政一致」という「心」は「人才を生育し政事の有用に用ひんとの心」であると述べている⁴⁶⁾。形骸化した儒教的価値観に矛盾を感じていた人々にとって、小楠の政治哲学はインパクトを与えたに違いない。小楠は安政5年(1858)4月に正式に福井藩へ招聘されて以後、文久3年(1863)8月までに計4回来福し、左内の在府中および亡き後の明道館を支えた。

小楠の教えは、その門人に受け継がれている。由利公正が維新後作成したといわれる藩の行政機構図「藩政議案」では、「学校」は直接「国主」あるいは「判政」に結びつき、「幼弱ニシテ未タ兵ニ入ラサルモノハ学校詰ヲ命シ習学ヲ勤メトスヘシ、尤学校知事ノ支配タルヘシ⁴⁷⁾」と、その人材を軍隊に組み込むことが前提とされている。軍事と学校の密接な関係は、小楠に学んだ「文武一致・政教

不岐」という政治理念を実現するための効果的手段として練り上げられ、明治2年(1869)5月には、名実ともに新たな「文武学校」としてスタートすることとなった⁴⁸⁾。

3. 維新时期における福井藩

明治元年(1868)6月、政府の軍隊の要請⁴⁹⁾を受けて、福井藩では藩士全員が学校関係費および軍事費等を負担するという方針を打ち出した⁵⁰⁾。これは藩財政の軽減は勿論であるが、同時に藩政への参加意識を高めるという意図があったと思われる。また、明治2年2月にはそれまでの「勤功」による昇級増俸を「年数先例二拘宿弊不少二付、旧来旧套御引立之儀八被止候」と見直しを行い⁵¹⁾、加えて同年11月の給禄改正⁵²⁾により、15歳以上50歳以下の藩士並びにその子弟にとって文武修業は否応なしに必要不可欠なものとなった。

(1) 藩校明新館の学制改革

明治2年(1869)5月に藩校明道館はその名を明新館と改め⁵³⁾、新しい教育体制を整えた。8歳以上の者に就学の徹底を図り、卒以外の者にも条件付きではあるが明新館の門戸を開放した⁵⁴⁾。同年6月には文武諸学科は全て学校が行うこととし⁵⁵⁾、同時に兵学所、生兵局、砲術所、大砲局、武芸所、薬局が学校の管轄になった⁵⁶⁾。

明治2年12月には再度学制改革が行われ、小学校から中学校、医学校へ枝分かれする外塾を底辺としたピラミッド型の学校体系が確立した。外塾は「社寺農商ノ者トイヘトモ入塾相願候ヘハ吟味ノ上差許候事」とされ、初めて士族以外へも入学が許された。これにより学校段階が複線的に接続し、学問・技芸を統合した学校体系が完成したのである。

教育内容は、外塾は改革前と変わらず「読書・習字」であったが、新たに開設した小学校では「文学・習字・数学・理化学・剣術・体操」の6科を設置した。「文学」は漢学中心、「数学」は洋算で、和漢洋合併の内容であった。理化学を基礎教育の段階から採用した点も注目される。また教育方法としては、「学校中諸学合併普通之規則を以教導可致⁵⁷⁾」とあり、各学校ごとに初級、中級、上級により学科を分類し、総合的に教授する方法に変更されている。

学制改革の一番の特色は、中学校において「普通ノ学」と称して「文学・数学・武学・歩兵・砲兵・剣・柔」の文武7科をまんべんなく学ぶことを義務づけている点である。これは、遊学生を数多く送り込んだ静岡藩沼津兵学校の学則に倣ったものと考えられるが、福井藩ではさらに「武学」をプラスしたものを「普通ノ学」と称した。「普通ノ学」修得に二度留年した者は、歩兵学の修得に専念する道が決められていた。

「他国修業生」については、「廿歳已上総而普通之学ニ可就義なれハ、一科専門修業致度節八試業を経、其才之所長顯然相見候上差許候事」と規定され、遊学は原則的に「普通ノ学」修行が義務づけられた。「普通ノ学」の修了者には学費を給付しての専門学修行、さらには専門職としての藩政参加の道が開かれている。帰藩後試験を受け、その結果如何によって再修行が許可された。

福井藩における「普通ノ学」とは、同藩が一貫して追求してきた文武の人材に必要な高度な教養といってもよいであろう。藩政を担う資質として、近世的な儒学と武芸だけではなく、漢学を基礎にした政事学、洋学、兵学など国際的環境に対応できるような人物を求めたのである。

(2) 新しい市民層の創出

福井藩における「普通ノ学」は、横井小楠や橋本左内が説いた「文武一致・政教不岐」を具体化するための方途であった。物産掛で軍艦製造に携わった佐々木権六が「富国強兵も、良臣を多くすること専一に候⁵⁸⁾」と述べたように、技術に長じるだけでなく、いかに国家有用の人材になる素養をもった「良臣」であるかが重要視された。遊学で「普通ノ学」の修得が奨励された理由がここにある。「良臣」の概念については、同じ改革派でも学習歴や世代で隔りがある。

次男西一(鳥介)を沼津学校へ私費遊学させた中根雪江は、生徒寮長永見裕へ宛てた書簡の中で、「古今革命ノ世代二八前代ノ善政良法ヲ斟酌シ、旧弊ヲ除キ、民心下情ヲ暢達候事一轍形成ナルヲ、所謂今ノ一新ナル者ハ、二百年来至治ヲ致シタル良善ヲ極メタル徳川氏ノ政法ヲ陳述トシテ不論、善悪廃止シ、天下ヲ手ニ掛タ事モナキ長袖公家や陪臣者浪人輩ノ、是迄傍觀シテヤッテ見タク思ヒシ私智權略ヲ用ヒ、何事モ是迄ノ制度ハ旧弊旧弊ト片付ケ、思出シ次第誠ラシキ新法ヲ行ヒカケ候故如此体ナリ、四季ノ順序モナク、秋ノ落葉面白カラズト係ニ春花ニ返サントスルカ如シ、秋モ冬ヲ経テ春ニ移ルハ順ナリ、是ヲ夏ノ方ヨリ春ニ戻サントスルハ無理ナク見ルヘシ、都下風俗ノ頹敗旧弊ト付ス、徳川氏ノ時ヨリ義眩ノ弊ヲ長セシヤ、長大息ノ至リナリ、悪シキ事マテ西洋風ヲナラヒ、日本魂ヲ失ヒ候為体、西洋人ノ笑具ト存シラレ候、就テモ次男杯モ責示ノ実学ヲ勤メ日本魂ヲ遺却不仕候様、御教諭相願候、乗弊ノ心術ヲ離レ候テ八万業成就スルモ惣テ無益ト存候⁵⁹⁾」と述べ、明治政府の時務策を批判する一方で、沼津遊学が日本国家に有用な実学の人材を養成されることを願い、書き送っている。雪江はこれまで政治参加の経験もない公家や薩長の者たちが徳川政権下の政策を端から旧弊として退け、矢継ぎ早に新法を施行することを痛烈に批判した。日本人としての在り方を問い、やみくもに西洋化することに懸念を示している。雪江は、平田篤胤の生前門人でもあり、幕府瓦解の後、新しい価値観の構築に苦慮していたと考えられる。

一方、漢学の知識を土台として西洋の学問体系を自ら再構成し、新たな概念化を図ったのが、西周である。西周は沼津兵学校の頭取で、明治3年(1870)10月に兵部省へ出仕している。その際、周を慕って上京した福井藩士のために家塾育英舎を開いた。藩士らは、藩命により政事学修行に励んだ。講義録「百学連環」によれば、周は西洋の学問体系をもとに教養教育として「普通学^{コモンサイエンス}」と専門教育としての「殊別学^{パテイクサイエンス}」を講じている。周は英国に範を取った議会制を模索しており、議会の構成員である「市民^{コモンズ}」に必要な教養を教授しようと試みた⁶⁰⁾。西洋の制度を参考にしながらも、日本における市民育成を目指したといえよう。

(3) 遊学資金の調達

藩命による遊学者は、そのほとんどが何らかの手当金を藩から支給されている。平均的な事例では、「修行」が命じられた時点で銀1枚が給付され、「修行」時あるいは帰藩後に扶持米3人扶持、あるいは増扶持が認められる。手当金の最高額は、兵学が一番高くなっている。航海術も手当が7人扶持と比較的高く、他よりも扶持米が加増されていることから、藩の期待が窺える。しかし、維新後は財政難が進み、緊縮財政ゆえか、金札10両を帰国後の審査結果により現金化する方法も取られている⁶¹⁾。

沼津兵学校の生徒若代漣蔵は約1年間の遊学を終え一旦帰藩後、成績優秀により再遊学を許されたが、資金不足のためか、養父老之助が遊学雑費として金40両の借金を藩金館方へ申し入れ、許可され

ている。

遊学費の貸与等を行った金館方は、明治3年(1870)1月に設置された。「金館役所規則」には「金二両以上銀一貫之以上振込金預り遣候事」と規定され⁶²⁾、貨幣局は別途に設けられていることから、いわゆる藩士を対象にした貯蓄銀行の機能を担っていたと考えられる。翌月に提出された建白書に、「公法ヲ以金館ヲ興シ、信義ヲ先ニシテ其融通ヲ善クセ八庶幾ク八世ノ為メ裨益アランノミ」と、士族授産の資本として、あるいは士族救済策として藩が金貸し業務に携わることが述べられている。5月には「士卒両族金館方ニ而拝借出来之事」と達しがあり、その詳細が判明する。すなわち、「金館ニ而士卒両族拝借相願候節、規則別紙之通治定相成候間、此旨相心得可申、右財本之儀は諸向振込金之儀ニ候得は、上納之期ニ至リ給禄指押等之儀ニ付、彼是難渋申立候とも決而御取揚無之筈ニ候、依而八勝手向趣法立且又無拋筋ニ而拝借申立之外八、御吟味も有之筈ニ候間、此段兼而相達置候事

五月九日

士卒両族拝借定

一、給禄六歩高ヲ限り、御貸付之事

一、印証六ヶ月限り書替、其節ニ利足上納之事

一、自然不納相成候節八、給禄米ヲ以指押可申事⁶³⁾とあり、士卒は給禄の6%以下の金額を藩から借り入れることができた。しかし、半年ごとに印証の書き換えがあり、その度に利息の支払いが課せられた。そのまま支払いがない場合は、給禄米を差し押さえられてしまう。このように厳しい罰則が課せられた結果、借り入れに際しては支配頭から当人の返却の見込みが詳細に審査された。

藩財政が逼迫して、給禄改正により収入も減るなかで、藩士子弟は学問・技芸を修得し、役職によって給料を獲得する必要性を痛感したに違いない。明治3年4月の藩布達には「他国修行生修行料之義、朝廷御用ニ相成候面々八、拜命之日より不被下候間、此段可取扱候事⁶⁴⁾」とあり、遊学が立身出世を保障されたエリート教育の方途であったことを物語っている。このような状況は、当然親の教育熱に拍車をかけたと考えられる。借金をしてでも子弟を遊学させたいと願う親心は、今も昔も健在である。

これら福井藩校時代の遊学の伝統は、廃藩置県後、遊学を扶助する育英制度として受け継がれている。1881年(明治14)に組織された育英団体輔仁会は、発足当初は旧福井藩士子弟を対象としていたが、福井県教育会の要請により選抜による審議、つまり士族、平民を問わず俊秀の人材を扶助することが規定された。これは、教育の機会均等を実施した点で大きな意味がある。同じ頃設けられた各種育英団体の中には、自由民権運動の影響を受けて、(1)年齢や世代あるいは距離を越えて、学業に志す者が団結する、(2)学校や教育に関する相互の情報交換を図る、(3)将来の地方自治を担う人材を養成する、といった高い目的意識を持つものが多かった。

4. 静岡藩からの教師招聘

藩政改革および藩校の改革には、遊学とともに静岡藩からの教師招聘が寄与している。明治2年(1869)12月の学制改革で規定された文武学校の実現には、洋学あるいは数学・兵学にたけた「文武教官」を必要とした。これらの人材は全国的にも不足しており、福井藩も例外ではなかった。特に兵学につ

いては、明治3年11月に政府が仏式を採用したことにより⁶⁵、旧幕のフランスの陸軍伝習の知識が必要となった。また、洋学の勉学も一層盛んになり、「学事隆盛二赴キ洋学教師ヲ聘ス⁶⁶」と、明治4年に洋学教師として、横浜語学所の教官で英語の通詞も勤めた太田源三郎を静岡藩から招聘している。静岡藩ではこのような人材を「御貸人」と称した。

数学・兵学に関しては「徳川家脱走御預人⁶⁷」がその役を果たしたものと思われる。福井藩の「御預人」名簿には20名が数えられ、その半数が給禄20俵という福井藩における兵隊の「半隊長」と同等の待遇で、文武学科の指導を行っている。他藩の者を召抱えるという事例は全国的にも稀有であるが、福井藩ではこの他にも軍事指導の他藩出身者を陪臣として雇用した事例がある。福井藩では理数系の教官は1等から4等までを含めても8名に過ぎず、このような仏式伝習および理数系の人材確保は、藩にとっても重要な戦略の一つであったと考えられる。「御預人」20名は戊辰戦争の際に榎本武揚とともに拿捕された「箱館降伏人」で、旧海陸軍所の出身者が中心である。「元静岡藩箱館降伏人」は、143名が静岡藩へ引き渡され、415名が諸藩預かりとなった⁶⁸。箱館病院を開設した医師高松凌雲も徳島藩預りとなっている。これらの「御預人」が福井藩のようにすべて厚遇されたかということは確認できないが、「御貸人」と同様に藩政改革の一翼を担った藩もあったことは特筆すべき点であり、明治政府もこのような状況を黙認していたと思われる。現在までに判明している静岡藩の「御貸人」は71名で、福井藩は「御預人」を含めると全国的に見ても、改革へ意欲的であったことが顕著である(図1)。

当時「日本における英学の一手販売ともいふべき学塾」であった慶応義塾は、学校の「創設にあたって種々相談にあずかったものもあれば、なかにはほとんどその経営に至るまで全面的に託されたようなものも」あった⁶⁹といわれるほど盛況だった。和漢洋三学折衷の静岡藩と英学一辺倒の慶応義塾の双方から教員を招聘した藩はこれまでに10藩が数えられるが、そこに首尾一貫した教育方針、教育哲学が存在していたのかは疑問である⁷⁰。

5. 文武の解職

福井藩では、明治4年(1871)2月に学制改革⁷¹が実施され、「四民一途人材教育ノ制度二革メ」制度上は士卒以外も小学校・中学校へ進学できることとなった。外塾では、「数字方位四季干支・府藩県名・世界国尽・九九加減」など、日常一般に必要な内容が、小学校では「諸国山川道程并産物人口多寡」など、以前にも増して、実用的な内容が採用されている。

この学制改革で大幅な教育内容の改編が実施されたのは、中学校においてである。中学校では「武学」が削除され「皇典・漢書・洋書・数学・剣術・柔術・調馬」の7科となり、「歩兵・砲兵」が正規の学科表から分離された。「歩兵・砲兵」については、欄外に「右二科八兵学所二管轄スヘキナレトモ、当分便宜ニヨリ姑ク中学ニ附属ス」と注が加えられている。条文からは「文武ノ科」及び「普通ノ学」という表現が取り払われ、中学校は規則上はそれまでの兵隊養成の役割を停止し、身体を鍛練する程度の科目を残すのみとなった。また、自然科学系の科目が充実し、明治4年3月にグリフィス(Griffis, William Elliot 1843~1928)を迎えて一層の発展をみた。

このような文武学校から近代的な学校への方向転換は、四民平等の方針を受けて明治4年4月に福

井藩知事松平茂昭が政府に提出した「郡県之御趣意ニ基キ今一層改革」に関連している。それは「文武解職」による四民平等を説いたもので、「解職」後は物産会社等設立により士族授産を目指せというものであった。また、文武の解職に際して、「従来文武之業士族卒之常職ニ存シ国民ニ至ツ而ハ不学無術終ニ賤陋ニ果候様相成候、其余ク中古封建之余弊也、今也士卒之常職を解き広ク教育選挙之法を設候ニ付、士民共大ニ旧見ヲ一新シ人民平均之道理ヲ会得シ各自知識ヲ開キ材能ヲ長シ皇国ニ奉報候様厚可心懸事⁷²⁾」と、士卒の意識変革を強く求めた。これにより先の学制改革でうたった「四民一途人材教育」の可能性が一層現実味を帯びてきたといえよう。それまで士卒が独占していた「文武」の職を解くことにより、制度的に士卒を一般人民と同様に位置づけ、その知識を広め才能の開発を試みた。

福井藩大参事小笠原幹は、高知藩大参事板垣退助、米沢藩公用人宮島誠一郎らと会合して、郡県制への移行および議員制の実現にむけて動いており、「文武解職」は、超藩的なネットワークの所産であるといえよう。西周が育英舎で講じた「普通学」は、「文武解職」後の新しい市民層の創出を睨んだものと考えられる。

6. 藩政改革の成果

福井藩学は、わずか2年余りの明新館時代に加速度的な変容を遂げた。同藩は、いわば政府の軍事的課題にも対応するかたちで、近世的な文武両道の藩校ではなく、西洋の学問と技術を取り入れた新しい文武学校を開設し、明道館以来の教育理念を貫徹するが、その理念を自ら180度転換して、「文武ノ常職」を解き四民平等の教育を受けさせようとした点は画期的である。さらに、士卒出身者が学校設立や殖産興業の担い手となるという将来的なビジョンを提示し、それまでの軍人志向からの脱却を奨励しようとした点は、大いに意義が認められよう。「文武ノ解職」の事実を士族全員が速やかに受け止めたとは限らないが、すでに福井藩では明治2年(1869)の藩政改革の際に帰農、土着を奨励しており、上級、下級を問わず、士族の意識改革も徐々に進んでいたと考えられる。

例えば、新たに事業を起こし地域の活性化に尽くした明新館の人材に、団野確爾がいる。家禄500石で、「子弟輩」によると明治3年において24歳、代々柔術師範を勤めてきた家柄であったが、「士族ノ後世見込無キヲ曉り帰農ニ志」て、明治2年12月に土着を願い出た。翌3年福井の南の荒れ地に土着し、自作を営んでいたが、同年由利公正の警衛として上京した際に、築地牛馬会社の主任に牛乳搾取法や製乳法を習い、さらに横浜在住の英国人にも伝習を受け、洋牛を購入して帰郷し福井市内で牛乳販売業を開いた。当時牛乳販売はまだ普及しておらず、経済的な困難に陥り事業は失敗に終わったが、1876年(明治9)に敦賀県勸業課長の協力を得て、福井毛矢町に植物試験場と牧畜場を設け、これが後の交同社の基礎となった。その後牧畜業に励み、1881年(明治14)には牛乳販売を勉強して福井市内で再び事業を起こした⁷³⁾。団野が牛乳販売業という当時まだあまり知られていなかった事業に着目し自ら製法を学び、紆余曲折を経ながらも販売ルートの開拓に努めた点は評価できる。団野が新たな事業を起こす原動力ともなったものは、福井藩校で培ってきた知識と進取の精神といえよう。

明新館では、学問において能力主義を優先する制度を採用した。卒の者へも入学を許した成果は、廃藩後に如実に現れている。福井藩家臣団の中でも下級士である「新番格以下諸下代迄⁷⁴⁾」の履歴を

見ると、そのうち役職で業績を上げた者が、身分の枠を越えて非常に早く出世し、廃藩後も地元あるいは他県において下級官吏、中級官吏として活躍したことが判明する(表4)。

新番格以下出身者はその大部分が会計、租税、会所など、金銭に関わる役職に就いている。これは明道館時代から数学を重視した結果であり、卒の入学を許した明新館における教育の成果であるといえよう。また、藩校および外塾、郷校で教育に携わった者が12名おり、廃藩後には他県へ遊学したり、下級官吏として活躍している。出身身分は「下代」あるいは「小算」といった低い者が多いが、役職をまっとうしてその上の身分に引き上げられた者も少なくない。役職による給料支給に加えて、身分に関しても「其身一代限り」とはいえ、段階的に引き上げられるという可能性があったことは、勉学にさらに拍車をかけることになったと思われる。このような立身出世主義は、さらに遊学を奨励する要因にもなった上に、より新しい知識を身につけて他者との差別化を図ろうとする意欲を掻き立てたであろう。

7. おわりに

福井藩は親藩という性格上、幕末には朝廷の意向を尊重した上での幕藩体制の存続を試みたが、藩政改革に当たっては、その機構自体を根源から改善しなければならないという現実に直面することになった。藩政改革を支えたのは中・下級藩士およびその子弟であり、特に維新後の藩校明新館では次世代の藩政の担い手を養成する場として、改革が促進された。藩校を介して、遊学や教師招聘という多様なネットワークを通じて全国的な情報交換が行われた。これらのネットワークにより、福井藩校では教育内容や教育方法に改革の共通性を見出す一方で、「普通ノ学」や「文武ノ解職」といった独自の改革路線をいち早く発信した。

「文武ノ解職」は全国的な普遍性は必ずしも認められないが、廃藩置県に先行して近代国家を前提とした地域の活性化及び人材教育へ投資したものとして注目したい。

学制改革が順調に進んだ背景は、藩政改革と連携して、学習成果が役職や給禄に反映されるシステムを実現した点にあり、その学習意欲を刺激した一因が遊学や教師招聘にあった。学制改革に反映されるには至らなかったが、西周の「普通学」修行も日本型市民層の形成を視野に入れた教養教育として注目できよう。

本来体制維持のための保守的な存在であった藩校が、新しい学問の修得により藩政をリードする総合的規模での学校として機能し、結果的に藩という枠組みを超えて、広範な分野で活躍する人物を育成したのである。廃藩置県後、藩校出身者は他の府県に雇用され郷里を離れる者が多かったが、県職員や警察、会計などの職に就く者や団野確爾のように自ら土着して新たな事業に取り組む者、地域に戻って教員として人材育成に貢献する者、郷友会等の活動により経済的に次世代を支えた者などがおり、地域社会の指導者として活躍している。

〔付記〕本稿は第6回福井県史研究会大会発表(2003年2月1日、福井県文書館共催)を基にしているが、新たに「新番格以下」「新番格以下増補雑輩」の履歴から作成した遊学者リストを加え、地方教育史研究の視点から再構成したことをお断りしておきたい。なお、「士族」「子弟輩」における遊学については、拙稿「幕末維新时期

における国内遊学の実態』『時と文化 日本史研究の視座』(総合出版社歴研、2000年)を、「沼津への福井藩留学生」「福井藩における徳川家御預人」については、拙稿「福井藩にみる『文武学校』の展開過程 - 明新館時代を中心として - 」「地方教育史研究』第19号(1998年)をそれぞれ参照されたい。

図1 静岡藩および慶応義塾による教師派遣

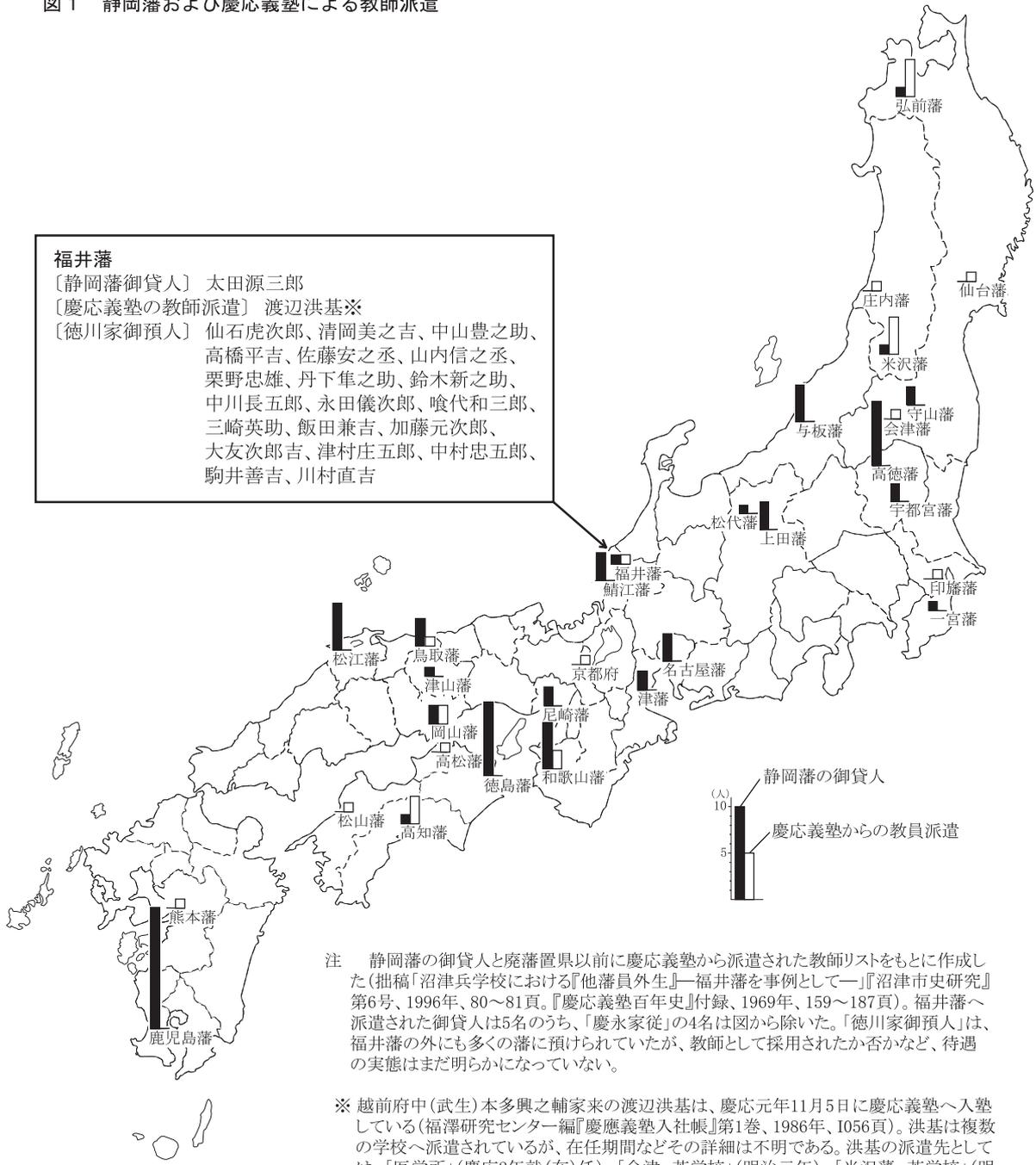


表1 「士族」にみる遊学

年代	士族														
	武術	剣術	弓術	砲術	航海術	測量術	馬術	学問	兵学	喇叭	洋学	英学	医術	不明	
嘉永元(1848)							1								
2(1849)								1							
3(1850)															
4(1851)															
5(1852)				1											
6(1853)	1	2		17											
安政元(1854)															
2(1855)															
3(1856)															
4(1857)	1	6					1						1	2	
5(1858)	7										2				
6(1859)															
万延元(1860)		1			1			2							
文久元(1861)				5			2	2					1	6	
2(1862)			1		3			2				1	6	2	
3(1863)					1			1				1			
元治元(1864)					1	1						2	2		
慶応元(1865)														1	
2(1866)													1		
3(1867)										1					
明治元(1868)							1								
2(1869)									4	1	1		2		
3(1870)									3	1	5				
4(1871)									1		3			1	
合計	9	9	1	23	6	1	5	8	8	3	11	4	13	12	総計 113

注 「士族」1～7(松平文庫921 松平宗紀氏所蔵、福井県立図書館保管)から遊学の記述のある者を抽出。各履歴の中で最初に記載された修行年と修行名目により分類した。6分冊目を除いて1～7分冊が現存し、756家789名の士分の履歴が確認できる。

「子弟輩」にみる遊学

年代	子弟輩												
	航海術	学問	医術	洋学	英学	兵学	喇叭	砲術	剣術	馬術	不明		
嘉永元(1848)													
2(1849)													
3(1850)													
4(1851)													
5(1852)													
6(1853)													
安政元(1854)													
2(1855)													
3(1856)													
4(1857)													
5(1858)													
6(1859)													
万延元(1860)		1											
文久元(1861)									1	1			
2(1862)	1				1								
3(1863)								1					
元治元(1864)	1												
慶応元(1865)	2		4										
2(1866)			1										
3(1867)			1		1								
明治元(1868)													
2(1869)			3			9					1		
3(1870)		1	1	2		2	1						
4(1871)				2		5							
年代不明				1									
合計	4	2	10	5	2	16	1	1	1	1	1	44	総計

注 「子弟輩」(松平文庫922)から遊学の記述のある者を抽出。244名の士分子弟の履歴が確認できる。

表3 「新番格以下 増補雑輩」にみる「他国修行」

「M」は明治

氏名	他国修行先・修行名目・手当金・扶持米・修行期間
1 英 貞蔵	慶応3 8 2西洋医療方取調・横浜・1日1歩・留守扶持3人扶持・8 .15出立、4 6 .14留守 M4 . 12 .18会社病院准三等医 扶持5人扶持、手当金5両、9 6越後出張
2 八田裕次郎	M2 .11 7海軍操練所修行生・11 .12出立・海軍修行・戒結料金札10両・M3 8 24手当金1ヶ月1歩 2朱、3両・M4 2 22海軍修行・英国
3 長谷川 喬	M5 4 .14東京修行
4 大西 坤一	M4 9修行願東京へ出立 M4 .11 8東京府少属・嘗繕掛り
5 大窪九郎兵衛	文久元9 8算学修行・京坂 M2 .12 23数学訓導試補
6 河合 海平	M4 .11 23商法修行・東京 M5 .1 .17東京府史生
7 梯 文蔵	M 4 大坂修行願 高知県へ採用
8 吉田 貞準	M2 7 26佐藤 卜同伴・医術修行・東京・8 朔出立
9 高桑 実	元治2 .1 2医術修行・長崎・慶応2 午 8 .13長崎より帰藩 M5 4 26足羽榎樞大属
10 山本 玄介	慶応3 8 2願之趣も有之二付西洋馬療方為取調・横浜・手当金1日1歩・留守扶持3人扶M4 5 .10 大阪府病院副当直奉命 持・8 .15出立・4 2 .16帰、M2 2 晦医業生、M4 6 .13医学修行・大坂
11 山本 洪輔	M3 4 .13医術修行・大阪・4 .18出立・25ヶ月帰藩之事、M3 9 4東京・横浜へ
12 山本 淳輔	医学修行 M3 .10 3大病院中助教
13 牧田 唯蔵	M4 8洋学修行・横浜 M3 .10第八塾掛り
14 増田 闊哉	M4 9洋学修行・東京 M5 .1 .12入間県出仕
15 牧本 達介	文久2 .11 .16航海術修行・江戸・7人扶持、3 3 27蒸気船運用・長崎、3 5 27航海術修行免 M4 9 . 2 第十一塾補助
16 松岡 貫一	慶応3 秋航海術修行・長崎、M2 8免
17 藤井 新三	M4 9文学修行・東京
18 寺木小太郎	M3 .10 8西洋工職業修行志願・手当金50両・M 4 帰 M4 9工学修行・横浜 M4 .11 24東京府少属
19 青木卯左美	M4 .12 4医学修行・東京
20 坂野秀三郎	M2 9 晦沼津兵学校・10 5出立・M3 7 24手当金25両・11 .17帰 12 .16再沼津修行 M4 .12 .16四 等教授・洋学M4 .11 25金300疋
21 斎藤辰之助	M2 8 3大谷外 6人西京并中国筋へ・10 4帰

「新番格以下諸下代迄」イハニホヘトにみる他国修行

氏名	給禄	身分	修行など経歴
1 飯塚 雄	22 .108	小寄合格	M2 .12月学校名簿申付、M3 2月歩兵修行仰付、M4 2月兼テ洋学入門致居候 処今般東京へ罷越一層専門ニ修行 仕度願之通被仰付、3月出立
2 萩原寅之助	29 506	小算	M2租税方詰、M3 .1月生兵修行指出、M4 4月洋学修行東京行願之通、5月出立
3 庭瀬孝一郎	29 506	小算	慶応3 .11月喇叭役仰付、M2 8月二等楽手仰付、M3 .1月楽隊世話役、12月喇叭 修業鯖江藩へ、楽手伍長 M4 .10月喇叭伍長、12月県下常備隊付、M5 .1月解隊
4 富田 材輔		小役人	文久4 2月学問所句読師、元治元11月句読師其俣外塾師助、慶応元5月句読師書 記方兼、安政4 4月明道館典籍方、6 7月文事之儀二付都講より内達も有之二付 江戸表へ罷越矢嶋恕介申談厚致修行候様被仰付右修行中二人扶持被下置候、慶 応4 3月明道館句読師、但當分岡田準介へ御預ケ之外塾生徒致世話候様被仰付 候、閏4月明道館訓導(月給10俵)

「新番格以下諸下代迄」ヲワカニにみる他国修行

氏名	給禄	身分	修行など経歴
1 尾崎佐太郎	31.369	小算	万延3.12月内達之趣も有之今度黒龍丸御船乗組度勝手次第第二仰付、4.1月京都二テ内達之趣も有之二付兵庫表へ罷越勝麟太郎殿へ相手寄航海術致修行候様仰付、慶応元8月航海術修行仰付、9月江戸表へ出立、翌年9月帰、4.4月算科局測量師、7月大砲隊手伝、M元12月数学寮助教、2.2月数学寮教授方試補、3月御用有之早速出坂被仰付、大坂丸二等士官
2 尾崎 二郎	22.100	下代	慶応3.11月喇叭役、M2.3月鼓手、8月学校筆者、M3.2月中級、10月上級、12月学校勤、M4.2月は迄英学修行仕居候処尚此上東京表へ罷越一層修業仕度二付当役御免之上願之趣御聞届被成下候様願之通、出立
3 大西忠太郎	22.108	下代	慶応4.3月御金方下代、M2.11月御金方附属、M3.2月御金方庶、貨幣局算者、12月民政寮勤、M4.4洋学修行東京行願之通、他国修行二付職務指免候事、5月東京へ出立
4 和田 春孝	11.401	下代	慶応3.12月太鼓役、M3.12月喇叭為修業鯖江藩へ御遣候事、1月罷越、M4.1月一等楽手、M4.3月東京詰、10月解隊之處、御用残区兵
5 和田忠太郎	22.108	下代	M3.6月楽手、12月喇叭為修業鯖江藩へ御遣候事、1月罷越、M4.1月一等楽手、10月解隊二付免職、喇叭手申付
6 阿部 円	31.369	小算	明道館算科局開法師、文久元3月算術之儀二付算科引請より内達も有之二付江戸表へ罷越算学致修行候様被仰付、出立2.6月算術為修行江戸表へ罷越候処格別骨折候二付桐御紋上下一包被下置候、3.3月今度蒸気船御出来二付為運用長崎表へ罷越候様被仰付、4月出帆、5月帰着、6月測量方、M2.5月検地方、会計寮権少属、M3.5月数学助教、12月准二等教授(数学掛) M4.12月三等教授(数学) M5.2月二等教授

「新番格以下諸下代迄」ヨタツネナにみる他国修行

氏名	給禄	年齢・身分	修行など経歴
1 吉川 忠彦	29.056	坊主	元治元3月表坊主、4月奥坊主、慶応3.10月小筒組後拒役、M2.2月歩隊、3.1月家従附属、4月北陸出張各所攻撃勉勵二付御賞典之内四石廿ヶ年被下候事、M4.6月改正二付免職、7月帰藩申付候事、修業願之上其俣在京、12月浜松県十五等出仕
2 玉村 百午	22.108	20・小算	M4.8月洋学修行願之上横浜へ出立
3 玉村 節介	22.108	下代・小寄合格	安政6.9月御切米方雇代、万延2.2月御材木方炭薪方下代、文久2.4月御台所下代、元治元2月御作事方下代、慶応3.1月出精相勤二付小寄合格、4月郡事出役下代、4.6月中領郡方下代、M2.2月三国運上会所下代、12月民政寮附属、M3.4月免、歩兵修行指出、8月会計寮附属、10月中級、12月監正寮勤、M4.3月御改正中不及出仕候事、洋学修行として東京並横浜へ修行願之通、監正寮勤差免、洋学修行東京へ出立、東京府出仕、出納局掛り、M5.1月少属、5月免職
4 田嶋甚八郎	31.369	小算・一統格・小役人格	M3.1月小学訓導、M4.9月第八塾教官、12月免職、M5.修行願東京、7月租税寮十三等出仕、収税掛り
5 高橋武次郎	29.056	小算	M2.自給方手伝、12月会計寮附属、M3.12月免、M4.1月英学修行仕候処此上東京へ罷越東京福沢諭吉ト申者依願一層専門二修行願之通、出立、M5.2月武庫司十五等出仕
6 高橋 重雄	11.401		M2.1月助句読師、M4.5月理化学修業大坂表へ罷越度旨願之通
7 高野 実	22.108	小算	M2.12月民政寮附属、M3.1月免、生兵修行指出、8月会計寮附属、検地掛り、12月会計寮勤、M4.4月洋学修行東京行願之通、他国修行二付職務指免事、5月東京へ出立、M5.1月東京府史生

「新番格以下諸下代迄」ヤマフコエにみる他国修行

氏名	給禄	身分	修行など経歴
1 牧野 繁門	35 450		慶応2 9月英式ラツパ為修行長崎表へ罷越候様被仰付、但逗留中一日金巻歩も被下置候、3 4月ラツパ為修行上京被仰付、出立、6月帰、9月吸物方、喇叭稽古之者致世話候様被仰付候、11月吸物教授方手伝、4 閏4月上京、7月帰、附属其俣教授方、8月上京、9月帰、M2 3月歩隊、M3 .1月は迄洋学心掛罷在候処未熟候得共此上仏学修行仕度候間横浜表へ罷越度願之通被仰付、出立、8月帰、但二十五ヶ月限可致帰藩候事
2 柳本直太郎	31 369	小寄合格	安政4 5月小坊主、7 3月表坊主、文久元6月英吉利語修行、元治元10月英学修行横浜表へ、慶応3 4月アメリカへ出航、M元10月帰、M2 9月横浜へ修行、M 3 3月少助教、7月華頂宮米利堅国勤学御世話、M5 .10月文部省六等出仕、第一中学々長
3 松村 整	31 369	小算	文久3 .1月太鼓役、慶応3 2月吸物方、M3 .1月楽手免、生兵修行申付、4月軍事精励二付御賞典之内金十兩、5月第二大隊三番小隊、9月伍長、12月常備第七小隊、M4修行願東京出立、海軍省十四等翻訳局写字兼事務
4 真杉 涼平	11 401		文久2 4月願之上為修行江戸出立、元治元11月医業心掛ケ候二付席其俣御匙医師支配二被仰付候、慶応元12月除痘館定出勤致候二付御褒詞被成下、3 .12月艱語之訳も有之二付格別之御憐愍を以修行中為御手当御扶持方忝人扶持被下置候、4 6月他国御用出張中留守扶持忝人扶持被下置候、M3 2月病院種痘方書記、7月病院調合方(中級)、11月廻診方介、12月任准四等医、診察方介M4 .12月病院廃免職、更二会社、四等医、旭病院准診察方

「新番格以下諸下代迄」キミシヒモセスにみる他国修行

氏名	給禄	年齢・身分	修行など経歴
1 下坂 康次	33 245		M3 4月第二大隊五番小隊、東京詰、10月瓜生三寅在京之処洋学為修行入門致度二付兵隊御免願之通被仰付、11月第二大隊五之小隊免、M4工部省測量司手伝
2 持田元次郎	31 369	21・小算	文久3 .12月太鼓役、慶応3 .1月吸物役、11月太鼓役、M3 6月楽手、12月喇叭為修業鯖江藩へ被遣候事、1月罷越、一等楽手、M4 3月東京詰、4月出立、10月解隊二付帰
3 関 卓郎	29 056	小算	慶応3 3月小十人組、小筒組後拒役、M2 2月歩隊、3 5月第一大隊九番小隊、12月常備第七小隊、4 4月東京より帰着、修業願東京、5 5月東京府史生

注 「新番格以下諸下代迄」(松平文庫926)一～七(三欠)から、項目別に該当者の履歴を極力抽出するよう試みた。

表4 「新番格以下諸下代迄」イハニホヘトにみる藩・県職員

「M」は明治

氏名	給禄	年齢・身分	家督後の主な経歴
1 伊藤左太郎	31.369	小算	M2 惣会所勘定方、M2 .11月民政局権少属、M3 .12月民政寮勤、M4 .6月改正二付免職、M4 .12月福井県権少属、出納方、M5 .3月惣会所勤、出納係、9月御用有之横浜表へ
2 岩佐弥藤太	31.369	組之者	M2 .2月歩隊、M3 .4月第一大隊十之小隊、12月常備第八小隊、M4 .10月解隊、11月組合惣代戸長兼
3 五十嵐直爾	31.369	小算	M2 .11月民政局算者、M3 .12月民政寮勤、M4 .6月改正二付免職、M4 .12月福井県史生、M5 .2月大野出張所詰、6月白山麓十八ヶ村地理之儀二付石川県官員ト立合検査掛り申付候事
4 磯野金次郎	22.108	下代・小算	安政4 .1月製造方下代、6 .6月制産方下代、慶応2 .2月産物会所下代、M2 .7月司計局下代、M3 .12月民政寮勤、引立勘定租税運上方、M4 .6月改正二付免職、9月大蔵省御用二付至急上京、11月入間県出仕
5 石田 磊	22.108	下代	M2 .11月出納方附属、会計寮権少属、M4 .6月改正二付免職、M4 .7月福井県権少属、出納方、10月東京府権少属、M5 .3月足羽県史生、惣会所勤
6 石丸 順義	22.108	下代	M2 .11月御金方附属、M3 .2月貨幣局算者、3月会計寮附属出納方、12月会計寮勤、M4 .6月改正二付免職、藩庁附属、出納方、M5 .3月礼服用用七尾県へ早々出欠申付、M6廃県二付免職
7 池村醇三郎	29.056	22・小算	M3 .3月大学出仕、9月学校附属(下級)、10月歩兵修行、M4 .9月県庁出仕、M5 .2月出納寮13等出仕、大蔵省権少属、M5 .4月出納寮少属
8 市村 庸二	22.108	下代	元治元5月御台所方下代、M2 .7月惣会所引立勘定方、M3 .11月東京府出仕権大属心得勤、御会所掛り、M5 .1月工部省権中録、2月和歌山県八等出仕
9 長谷川 皎	33.244	小算	M3 .1月民政寮附属、金館方算者勤、12月民政寮勤、M4 .6月改正二付免職、10月惣会所出納方、12月金館方、M5 .1月金館方廃止、M5 .7月第二区勝見下町組副戸長、9月惣会所雇
10 長谷川貫一	29.056	下代	M2 .12月学校附属、M3 .8月民政寮附属、惣会所勤、12月民政寮勤、M4 .6月改正二付免職、藩庁附属、惣会所勤、M5 .7月新潟県二採用二付早々可致出頭事、M7 .3月岐阜県租税課勤業掛、補十五等出仕
11 橋本 清廉	22.108	下代	安政4 .5月制産方下代、元治元 .8月産物会所下代、慶応3 .10月御台所下代、4 .5月会計商法司判事、M4 .8月東京府出仕、東京府典事、M5 .5月免、御用滞在
12 橋本 安治	23.363	小寄合格	文久3 .2月御台所下代、慶応4 .3月当分三岡八郎附属、5月会計官判事筆生、造幣局権助、M4 .7月出納司大佑、大坂より東京へ、叙従六位、8月検査助
13 林左治兵衛	31.369	小算・小役人格	M2 .10月御家従出納方附属、M3 .3月御家従、出納掛り、M5 .8月免職、10月坂井港納米中雇
14 林 包武	22.108	下代	M3 .1月民政寮附属、算者勤、12月民政寮勤、収納方算者、M4 .6月改正二付免職、12月福井県史生、収納方
15 林 文次郎	22.108	下代	M2 .2月御台所方下代、6月庶務方下代、M3 .1月生兵修行、9月民政寮附属(下級)、M4 .2月小学校御門番増江、M5 .10月出納課雇
16 早瀬 正二	22.108	下代	M2 .11月造営方、M3 .12月会計寮勤、M4 .6月改正二付免職、県庁附属、土木方、12月福井県庁附属、等外四級
17 服部 謙介	22.108	下代・小算格	文久3 .7月制産方下代、慶応4 .3月会所下代、M2 .8月惣会所勘定方手伝、M3 .12月民政寮勤、M4 .5月神奈川県出仕、M5 .1月東京府少属
18 林 泰雄	22.108	下代	慶応3 .9月御製造方下代、4 .5月御作事方下代、M2 .12月会計寮附属、M5 .10月出納課雇
19 庭瀬孝一郎	29.506	小算	慶応3 .11月喇叭役、M2 .8月二等楽手、M3 .1月楽隊世話役、12月喇叭修業鯖江藩へ、楽手伍長、M4 .10月解隊二付免職、喇叭伍長、12月県下常備隊付、

20	西沢真狭美	29 .056	組之者	M5 .1月兵部省より御達し候も有之二付解隊
21	細野忠太	22 .108	小寄合格	M2 2月歩隊、M3 5月第一大隊九番小隊、M5 .10月給禄仕出方雇
22	豊田雅義	33 .144	小役人	M3 .1月御門番勤、5月会計寮附属、地方掛り、M4 .1月洋人居住所見張番、5月検地方手伝、M4 6月改正二付免職、M5 8月出納方雇、租税課雇
23	富田知剛	31 369	小算	M2 .10月楽手、12月一等楽手、M4 .10月解隊二付免職、12月分営常備 安政5 .7月算学専致修行仰付、文久3 .3月測量方手伝、慶応3 .12月算科局手伝、 4 .8月測量方御雇、M2 5月検地方、11月会計寮権少属、M3 .12月会計寮勤、 准史生、M4 6月改正二付免職、地方掛、12月福井県史生、検地方、M5 5月 陸軍省全国地理図誌編輯御用、6月白山麓十八ヶ村地理之儀二付石川県官員 ト立合検査掛り申付、8月地券掛り兼、10月地券掛り専務
24	徳山繁樹	35 450	小役人格	M2 .11月刑法寮権少属、M3 .10月監獄方、12月権少属心得、監正寮出仕、M 4 6月改正二付免職、福井藩権少属、糾弾方、12月福井県権少属、糾弾方
25	登藤多平	22 .108	下代	文久3 .9月郡方出役下代、M2 .7月司計局下代、租税処務方手伝、惣会所引立 勘定方、11月民政寮算者、M3 5月会計寮附属、検地掛り(中級)、12月会計 寮勤、M4 6月改正二付免職、M5 8月新潟県へ採用二付早々可致出頭事、9 月坂井港納米中雇

「新番格以下諸下代迄」ヲワカニにみる藩・県職員

氏名	給禄	年齢・身分	家督後の主な経歴
1 大谷 新	35 450	小役人	慶応3 .9月御勘定所勤、M2 .12月会計寮決算掛り、M3 3月会計寮附属、検地 掛り、12月会計寮勤、検地方、M4 5月神奈川県出仕
2 尾崎 涼	28 358	一統格・小算	M3 .11月家従表御門番、M5 .7月第一区神楽町組副戸長
3 尾崎 直	22 .108	下代	慶応元11月御厩方下代、2 .8月御材木方炭薪方下代兼、M2 4月底務方下代、 M2 .11月物価取調方附属、民生局筆者、M3 .12月民政寮勤、M4 6月改正二 付免職、藩庁附属、印紙方、7月印紙方廃止、12月改正二付免職、M5 2月足 羽県下第六区副戸長、5月依病気願副戸長差免事
4 小倉 豊	31 369	小役人	M2 .11月出納方、司計局少属、M3 .12月権少属、会計寮勤、御藩地方、M4 . 6月改正二付免職、藩庁出仕、地方掛り、福井藩少属、地方、12月福井県少 属、正租雑税開墾培植祐倉方
5 小倉 篤	22 .108	下代	M2 .11月民政局権少属、M3 .10月少属、12月准権少属、民政寮勤、M4 3月 印紙方、M4 6月改正二付免職、戸長、11月免職、M5 4月堤防営繕方雇
6 小倉竹次郎	22 .108	下代・ 小寄合格	M2 .7月惣会所引立勘定方、11月民政寮筆者、惣会所勤、M3 .12月民政寮勤、 M4 6月改正二付免職、M5 5惣会所雇
7 岡本新四郎	31 369	下代・小算	安政2 .6月御作事方下代、5 .7月算学専致修行候様被仰付、文久3 .7月肥後薩 摩表へ出立、9月帰、4 .1月出精相勤二付小算、M2 5月出東京出納方、M4 8 月東京府出仕、東京府典事
8 太田 正	22 .108	下代	M2 .11月出納方附属、12月会計寮勤、M4 6月改正二付免職、庁掌、出納方、 12月福井県史生、本受方
9 岡田 兼三	22 .108	小算格	M3 .1月生兵修行指出、7月歩兵修行指出、10月第二大隊七之小隊、12月常備 第九小隊、M4 .12月分営常備
10 大村素農衛	22 .108	下代・ 小寄合格	文久3 .7月制産方下代、慶応元6月出精相勤二付小寄合格、M2 .11月出納方附 属、M3 .12月会計寮勤、M4 6月改正二付免職、藩庁附属、出納方、M5 .1月 足羽兼等外四等出仕、給禄方、6月給禄渡方、10月免出仕、出納課雇
11 大村 雄助	22 .108	下代・ 小寄合格	安政2 .10月追迫方下代、文久2 .1月出精相勤二付小寄合格、M2 .7月司計局下 代、租税処務方手伝、惣会所引立勘定方、11月民生局筆者、惣会所勤、M3 . 7月当分戸籍方、10月会計寮附属、御蔵方、12月会計寮勤、M5 .7月貨幣種類

12	奥村 真一	22 .108	下代・小寄合格	取調中雇、9月坂井港納米中雇 慶応2 .12月出製相勤二付小寄合格、M3 .1月民政寮附属、算者勤、収納方、4月引立方附属、5月収納方算者、12月民政寮勤、収納方算者、M4 .6月改正二付免職、庁掌、地方、12月福井県権少属、M5 .8月地券掛り、10月地券掛り専務
13	大橋悦五郎	29 .056	小算	M2 .9月御預所租税方不時手伝、11月司計局出納方附属、M3 .6月民政寮附属、勘定方算者、12月民政寮勤、勘定方算者、M4 .12月入間県より呼出二付出立、M5史生
14	小谷伊右衛門	22 .108	下代・小寄合格	嘉永5 .6月御雑用方下代、10月御厩方下代、M3 .1月民政寮附属、算者勤、収納方、4月引立方附属、7月引立方算者免、歩兵修行指出、9月会計寮附属、地方掛り、12月会計寮勤、M4 .3月藩地方手伝、7月県庁附属、M5 .7月貨幣種類取調中雇、8月新潟県へ採用二付早々可致出頭事
15	小谷 石雄	22 .108	下代	M2 .7月御預所下領収納方下代、M3 .2月民政寮附属、引立方算者、7月引立方算者免、8月病院附属(下級)、11月川口御門番、M4 .1月洋人居留所番、非役、M5 .9月租税課雇
16	岡倉龍次郎	22 .108	下代	文久2 .3月表坊主、4月小坊主、3 .6月表坊主、M2 .11月表給仕、M3 .1月生兵修行指出、9月第一大隊九番小隊、10月東京詰、12月常備第七小隊、M4 .2月東京府出仕、町会所掛り、8月東京府出仕、東京府少属
17	渡辺 濯三	12 .000		M2 .2月歩隊、M3 .5月第一大隊九番小隊、12月常備第五小隊伍長、M4 .4月東京詰、10月解隊之处東京府へ御用残 M5 .3月開拓志願二付東京府取締組小頭辞職相願箱館表へ罷越
18	渡辺 尚志	31 .369	下代・小算	M2 .11月出納方附属、会計寮権少属、12月会計寮勤、准史生、会計寮勤、M .4 .6月改正二付免職、藩庁附属、出納方、M5 .1月足羽県等外三等出仕、給禄方、6月足羽県十五等出仕、給禄方兼明里御蔵米方、10月免出仕、出納課雇 安政5 .12月御蔵所下代、文久2 .1月出精相勤二付小寄合格、慶応4 .3月三岡八郎附属、5月会計官判事筆生、M2 .11月民政局筆者、惣会所勤、M3 .8月民政寮主張(上級)、M4 .6月改正二付免職、福井藩権少属、惣会所商法取締、12月福井県権少属、戸籍方諸職業取調掛り、M5 .3月惣会所勤、出納課
19	渡辺 質	22 .108	下代・小寄合格	元治元5月御雑用方下代、慶応2 .12月出精相勤二付小寄合格、3 .1月御蔵所下代、M2 .7月御預書収納方下代、M3 .1月民政寮附属、算者勤、12月民政寮勤、収納方算者、M4 .6月改正二付免職、庁掌、地方、12月福井県史生、収納方
20	渡辺 義知	22 .108	下代・小寄合格	M2 .1月評定局御記録方下代、3月掌政局筆者、M3 .10月記録方兼筆生、閏10月史生、12月史生兼庁掌、M4 .6月改正二付免職、7月戸籍方附属、8月県庁附属、戸籍方、12月福井県庁附属、戸籍方等外ノ二級
21	鷺田 直	22 .108	下代・小寄合格	慶応2 .2月御雑用方下代、M3 .1月歩兵修行指出、7月御蔵方附属(下級)、12月会計寮勤、M4 .6月藩庁附属、12月免、M5 .9月桜馬場納米中雇
22	若山 栄	22 .108	下代	M2 .12月監正寮附属、12月監正寮勤、M4 .6月改正二付免職、8月戸長、第一区
23	甲斐庄兵衛	35 .450	小算	明道館算科局開法師、文久元3月算学修行、江戸表へ、3 .3月蒸気船運用、長崎表へ、6月測量方、M2 .5月検地方、会計寮権少属、M3 .5月数学助教、12月准二等教授(数学掛)、M4 .12月三等教授(数学)M5 .2月二等教授
24	阿部 円	31 .369	小算	M元10月公務局出役、M2 .3月掌政局筆者、7月東京詰、4 .1月帰、4 .2月当分戸籍方勤手伝、8月戸長、第八区
25	川越沿之介	31 .369	下代	M2 .2月歩隊、M3 .6月第一大隊九之小隊、12月常備第七小隊、M .5 .大坂へ修行、7月大坂府遷卒
26	川村 貞則	29 .506	小算	安政7 .3月御蔵所下代、文久4 .1月出精相勤二付小寄合格、仕寄場出役、M3 .2月病院庶務方附属、算者下級、6月病院出納掛り(中級)、12月学校勤、M4 .6月改正二付免職、M5 .7月第六区秋葉町組副戸長、9月桜馬場納米中雇、副
27	加藤庄太郎	22 .108	下代・小寄合格	

28	加藤 慎一	22 .108	下代	戸長其俣 慶応2 8月御金方下代、3 .11月江戸詰、4月帰、M2 .7月栗田郡量収納方下代、 M3 .1月民政寮附属、算者、収納方、4月引立方附属、12月民政寮勤、引立方、 M4 6月改正二付免職、M5 5月惣会所雇
29	加藤熊太郎	22 .108	下代	文久元11月御厩方下代、2 .12月御材木方炭花方下代、慶応3 3月御納戸方下 代、4 .7月御代官方下代、M2 .11月総兵所附属免、民政局収納方当分手伝、 M3 2月歩兵修行、6月病院庶務方附属(下級)、12月学校勤、M4 6月改正二 付免職、7月病院附属
30	加藤 春夫	22 .108	下代	慶応4 3月三岡八郎付、M2 .11月民政局筆者、惣会所勤、M3 .12月民政寮勤、 M4 .1月大蔵省より呼出二付東京へ可罷越事、2月出立、大蔵省監督権大佑、 3月右奉命二付職務免、7月監督司被廢候二付本官面、史生、10月東京府権少 属、出納掛り、M5 .1月少属、権大属、7月教部省権中録
31	柿原 利介	22 .108	坊主	M2 .11月表給仕、御家従附属、奥給仕勤、M5 .1月給禄方雇、6月免、10月給 禄仕度方雇

「新番格以下諸下代迄」ヨタツネナにみる藩・県職員

氏名			家督後の主な経歴
1 吉川 忠益		29 056	元治元 3月表坊主、4月奥坊主、慶応3 .10月小筒組後拒役、M2 2月歩隊、3 .1月家従 附属、M4 6月改正二付免職、7月修業願之上其俣東京、12月浜松県出仕
2 玉村 百午	20	22 .108	M4 8月洋学修行願之上横浜へ出立
3 南部 七蔵 (寛三郎)		22 .108	安政6 9月御切米方雇代、万延2 2月御材木方炭薪方下代、文久2 4月御台所下代、元 治元 2月御作事方下代、慶応3 4月郡事出役下代、4 6月中領郡方下代、M2 2月三国 運上兵所下代、12月民政寮附属、M3 4月免、歩兵修行指出、8月会計寮附属、10月 中級、12月監正寮勤、M4 3月御改正中不及出仕候事、洋学修行として東京並横浜へ 修行願之通、監正寮勤差免、洋学修行東京へ出立、東京府出仕申付(出納局掛り)M5 . 1月少属、5月免職
4 田嶋甚八郎		31 369	小学訓導、M4 9月第八塾教官、12月免職、M5 修行願東京、7月租税寮13等出仕(収 税掛り)

「新番格以下諸下代迄」ムウノクにみる藩・県職員

氏名	給禄	身分	家督後の主な経歴
1 村上 比足	35 450	小役人	M2 2月歩隊、M3 5月第二大隊一番小隊、12月軍務寮出仕、予備分隊長、M 4 4月解隊二付出仕免、常備第九兵隊、M5 .7月第五区戸長
2 村野 近良	35 450	小算	M元2月監察局附属、11月刑法寮権少属、M3 .10月少属、M4 6月改正二付免 職、8月戸長、第八区、M5 .1月第七区戸長、7月七尾県へ採用二付早々可致 出頭事、8月依願右出頭被差免候事
3 村野 達雄	35 450	小算	M2 2月軍政局付属、11月長崎へ、卒族世話役兼、軍務寮権少属、M3 2月長 崎より帰、12月権少属心得、M4 6月改正二付免職、軍事庶務方、10月解隊 二付免、第二軍曹、12月軍曹心得、会計書記方、M5 .1月兵部省より御達し 有之二付免職、先般出張二付為手当金十兩被下候事、4月今般租税取調被仰 出候二付右取調雇申付候事、9月足羽県等外二等出仕、11月足羽県等外一等 出仕
4 村野 眩	22 .108	下代	慶応4 .12月製造局附属、M3 .1月生兵修行指出、5月会計寮附属、検地掛り(中 級)、12月会計寮勤、検地方、M4 6月改正二付免職、M5 3月当分検地方雇

5	連 伝	29 .056	小算	M2 .12月会計寮附属、M3 .12月会計寮勤、給禄手伝方、M4 .6月改正二付免職、藩庁附属、出納方、M5 .1月給禄方免、6月足羽県四等出仕、給禄渡方、10月免出仕、出納課雇
6	植木育太郎	31 .369	小算	M3 .1月生兵修行指出、7月第三大隊二番小隊、12月常備第五小隊、M4 .10月解隊、県兵申付、12月分営常備小隊
7	上木 縄	22 .108	下代	文久3 .10月表坊主、慶応2 .3月御作事方御普請方下代兼、8月仕出場出役、M3 .12月会計寮勤、算者、M4 .2月東京詰、4月造営掛り兼、M4 .6月改正二付免職、7月庁掌、出納方、9月検査寮十四等出仕
8	野坂甚三郎	35 .450		M2 .2月歩隊、M3 .6月第一大隊七之小隊、12月常備第八小隊、M4 .4月兵隊免、M5 .2月捕亡方
9	野坂 直	22 .108	下代・小寄合格	元治元2月出精相勤二付小寄合格、M元11月郡局勘定方下代、11月当分民政局決算掛り、M3 .4月民政寮附属、算者(下級)5月免、M4 .1月当分会計寮、6月免、12月入間県より呼出二付出立
10	野村 務	35 .450	小役人格	M2 .12月司計決算掛り、民政局権少属、M3 .1月民政寮権少属免、軍務寮支配、当分畑方収納方、2月民政寮少属、12月民政寮出仕、M4 .1月権少属心得、会計寮出仕、M4 .6月改正二付免職、藩庁出仕、地方掛り、福井藩権少属、地方、12月福井県少属、正租税開墾培植祐倉方、M5 .4月一村限反別初取調掛り、6月御用有之東京へ罷越事
11	野村 博	31 .369	小算	M2租税方、11月会計寮権少属、12月会計寮勤、准史生、御藩地方、M4 .6月改正二付免職、庁掌、地方、12月福井県権少属、正租税開墾培植祐倉方
12	桑升 時也	31 .369	小算	M2 .5月検地方、11月会計寮権少属、M3 .12月会計寮勤、准史生、出納方、M4 .6月改正二付免職、12月福井県史生、本受方、M5 .3月東京出張所詰藤井史生と可致交代事、租税方兼
13	桑原 宏	22 .108	下代・小寄合格	元治2 .2月出精相勤二付小寄合格、M4 .1月掌政堂勤、雑務方兼御雇教師取扱方、M4 .6月改正二付免職、出納方、12月福井県十五等出仕、私方
14	久須見徳生	22 .108	下代・小寄合格・小算	安政5 .7月下代勤指免算学専致研究候様日仰付候、6 .6月御金方下代、万延元6月江戸詰、文久2 .4月御雑用方下代、元治元2月出精相勤二付小寄合格、4月江戸より帰、10月産物会所下代、M2 .1月小算格、2月中領民政局下代、12月会計寮附属、M3 .4月西京へ出立、10月帰、12月会計寮勤、給禄年給方、M4 .2月西京詰中失却も有之二付金五両被下候事、M4 .6月改正二付免職、藩庁附属、出納方、12月福井県十五等出仕

「新番格以下諸下代迄」による学校関係者

氏 名	給禄	身 分	家督後の主な経歴
1 八田 亨	35 .450	小役人	文久2 .8月典籍方二任付学問厚致修行候様被仰付、慶応元 .8月助句読師典籍方、2 .5月外塾師助、4 .5月明道館授読典籍方兼、M2 .12月小学訓導、M3 .5月訓蒙、閏10月第七塾掛り、M4 .9月准三等教授、文学教授、経学兼看読、12月四等教授、支那学
2 富田 材輔		小役人	文久4 .2月学問所句読師、元治元11月句読師其俣外塾師助、慶応元 .5月句読師書記方兼、安政4 .4月明道館典籍方、6 .7月文事之儀二付都講より内達も有之二付江戸表へ罷越矢嶋恕介申談厚致修行候様被仰付右修行中二人扶持被下置候、慶応4 .3月明道館句読師、但分岡田準介へ御預ケ之外塾生徒致世話候様被仰付候、閏4月明道館訓導(月給10俵)
3 大島 淳平		小算・一統格	文久元3月今般横井平四郎儀立帰致出府候二付付添罷越候様被仰付、出立、9月帰着、2 .10月御帳付見習4 .1月学問所典籍方并書記方、慶応元5月句読師書記方、4 .1月書記方、一統上席、12月書記方其俣明道館訓導

4	吉川 素行	35 .450		M2 2月歩隊、M3 .1月第一大隊九番小隊、後拒、6月第二大隊三之小隊後拒、7月第二大隊八之小隊後拒、12月常備六之隊軍曹、M4 2月四等教授手伝、第九塾掛り、M4 9月御改革二付免職
5	高嶋 篤	28 .358	小算	慶応4 閏4月明道館典籍方典簿兼、M2 3月書記兼、7月学校筆者、12月学校筆者、M3 2月中級、6月郷学授読(中級) M4 9月第十二塾補助、12月免職
6	田嶋甚八郎	31 .369	小役人格	安政4 2月外塾師手伝、6 .11月典籍方、文久2 9月典籍方其俣学問所書記役、慶応元5月助句読師典籍方兼、4 3月明道館典籍方其俣書記兼、M2 .7月学校筆者、8月学校出納方、12月小学訓導、M4 9月第八塾教官、12月免職、M5 修行願東京、7月租税寮十三等出仕、収税掛り
7	野坂徳一郎	31 .369	下代・小算・一統格・小役人格	M3 9月数学寮教授方手伝、12月数学教授方手伝相勤二付金500疋
8	野坂 貴蔵	31 .369	小算・一統格	安政4 .10月明道館乗除師、元治2 2月別段之訳を以一統格末席、M2 .1月出精相勤二付一統格唯席、5月検地方、12月数学訓導試補、学校支配、M3 9月郷学所勤、M4 9月御改革二付免職
9	福島 演作	35 .450		M2 2月歩隊、M3 .1月小学授読試補、2月免、歩兵修行指出、M4 4月四等教授手伝、第三塾掛り、9月第四塾教官、12月御改革二付免職
10	栗田淳三郎	35 .450	小役人	M2 2月歩隊、7月訓蒙手伝、12月訓蒙試補、M3 6月小学授読、M4 9月御改革二付免職、11月洋学修行東京へ、M5 8月文部省十四等出仕
11	坂田 正英	19 .097		M2 .10月当分生兵教授方手伝、歩兵所教授方手伝、M3 5月歩兵訓導手伝、閏10月歩兵訓導試補、11月大坂兵学寮へ被指出候事、12月出坂、12月今般陸軍兵学寮へ被指出度二付職務被免候事、M5 3月陸軍少尉、4月東京へ
12	森川 正良	22 .108	小算格	M2 2月歩隊、M3 .1月数学所手伝、3月数学訓導試補(上級) 4月北越出張各所政務勉勵二付御賞典之内四石二十ヶ年被下候事、11月四等教授、数学掛り、M4 .1月中学校勤、9月御改革二付免職、M5 2月洋学修行東京

注 表3注参照。

注

- 1) 入江宏は明治期の儒学が「幕末以来、泰西の哲学、思想の流入によってもはや宇宙観や世界観を独占することができず、まさに形而上学の地位から転落した存在となっていた」と述べている(入江宏「明治前期『漢学塾』の基本的性格」幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社、2003年、46頁)。
- 2) 石附実は、遊学が「知識と教育における水準化と同質化をうながし、明治の国民国家の形成にあたって、その背後の有力な条件の一つとして大きな役割を果たし」と指摘している(石附実『近代日本の海外留学史』中公文庫、1972年、150頁)。
- 3) 長野ひろ子「諸藩の藩政改革」(三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』吉川弘文館、2001年、27 - 52頁)、高木不二「松平春嶽受譴期の越前藩」(同前、247 - 277頁)。
- 4) 松平春嶽全集編纂刊行会編『松平春嶽全集』一、原書房、1973年、34頁。
- 5) 同前、102頁。
- 6) 「旧福井藩学制沿革取調書」(松平文庫747、松平宗紀氏所蔵、福井県立図書館保管)安政2年3月15日条。
- 7) 同前、安政2年6月24日条。
- 8) 日本史籍協会編『橋本景岳全集』一、東京大学出版会、1977年覆刻、233 - 234頁。
- 9) 同前、313 - 323頁。
- 10) 前掲『松平春嶽全集』一、101頁。
- 11) 石附実は諸藩の遊学生派遣は毎年「1 - 5名とくに2 - 3名というのがふつうである」と述べている(前掲『近代日本の海外留学史』164頁)。
- 12) 前掲『橋本景岳全集』一、252 - 253頁。
- 13) 同前、279頁。
- 14) 同前、300頁。
- 15) 同前。
- 16) 同前、317頁。
- 17) 同前、305頁。
- 18) 同前、220頁。
- 19) 日本史籍協会編『橋本景岳全集』二、東京大学出版会、1977年覆刻、605頁。
- 20) 前掲「旧福井藩学制沿革取調書」安政4年7月11日条。
- 21) 前掲『橋本景岳全集』二、377頁。
- 22) 同前、407 - 408頁。
- 23) 同前、438頁。
- 24) 同前、650頁。
- 25) 安政6年の記述では「生糸の成績意外に良好にして和蘭商館に販売したる金高貳拾五万弗に及び、万延元(1860)年末には「物産の総高は漸次増加して、一ケ年金三百万両に達し、藩札は漸次正貨に变じ、金庫には常に五拾万両内外の正貨を貯蓄」するまでになったという(三岡丈夫編『由利公正伝』光融館、1916年、88頁)。
- 26) 前掲『橋本景岳全集』二、662頁。
- 27) 同前、1027頁。
- 28) 前掲「旧福井藩学制沿革取調書」安政5年11月29日条。
- 29) 前掲『橋本景岳全集』二、1067頁。
- 30) 同前、305ページ。
- 31) 村田氏寿『関西巡回記』三秀舎、1940年、2頁。
- 32) 同前、3頁。
- 33) 「旧福井藩学校諸規則」(松平文庫746)、すでに安政4年9月に「越前守蘭名コットルと申船今度於国許致製造度奉存候」と老中へ伺い書が提出されている(前掲『橋本景岳全集』一、358頁)。
- 34) 前掲「旧福井藩学制沿革取調書」安政4年9月8日条。
- 35) 前掲『関西巡回記』7 - 8頁。
- 36) 前掲『橋本景岳全集』二、541頁。
- 37) 同前、511頁。
- 38) 同前。

- 39) 同前、601頁。
- 40) 同前、662頁。
- 41) 同前、690頁。
- 42) 前掲『橋本景岳全集』一、241 - 252頁。
- 43) 前掲『橋本景岳全集』二、798頁。
- 44) 前掲『由利公正伝』14頁。
- 45) 日本史籍協会編『横井小楠関係史料』1、東京大学出版会、1977年、134頁。
- 46) 前掲『横井小楠関係史料』一、1 - 7頁。
- 47) 「藩政議案(松平文庫695)。
- 48) 「家譜」232、明治2年5月22日条(越葵文庫、松平宗紀氏所蔵、福井市立郷土歴史博物館保管)。
- 49) 前掲「家譜」229、明治元年4月24日条。「徴兵之儀」については、明治2年3月に「兵制御変革之儀も有之二付、徴兵一ト先歸休被仰付候」と行政官から達しがあった(前掲「家譜」232、明治2年3月19日条)。
- 50) 前掲「旧福井藩学制沿革取調書」、明治元年6月3日条。
- 51) 「福井藩規定維新変革留記」三(越前史料1085、文部科学省国文学研究資料館史料館所蔵)。
- 52) 同前、明治2年11月25日条。
- 53) 前掲「家譜」232、明治2年5月22日条。
- 54) 同前、明治2年5月27日条。
- 55) 同前
- 56) 前掲「福井藩御規定維新変革留記」三、明治2年6月15日条。
- 57) 前掲「福井藩御規定維新変革留記」三、明治2年12月22日条。
- 58) 前掲『橋本景岳全集』二、633頁。
- 59) 西周文書177 - 9(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 60) 拙稿「学制以前における『普通学』に関する一考察(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第44輯・第1分冊、1999年、91 - 100頁)。
- 61) 「子弟輩(松平文庫922)。
- 62) 前掲「福井藩規定維新変革留記」一(越前史料1084)。
- 63) 同前。
- 64) 前掲「福井藩規定維新変革留記」四(越前史料1085)。
- 65) 同前、明治3年11月13日条。
- 66) 文部省編『日本教育史資料』第2帙、39頁。
- 67) 「徳川家脱走人御預人(松平文庫925)。
- 68) 「降伏人諸藩預人名簿(記録材料218) 国立公文書館所蔵。
- 69) 慶応義塾編『慶応義塾百年史』上巻、1958年、567 - 568頁。
- 70) 弘前藩では慶応義塾から英語教師を、静岡藩から兵学教師を招聘し、騒動となった(青森県教育史編修委員会編『青森県教育史』1972年、72頁)。
- 71) 前掲『日本教育史資料』第2帙、57 - 61頁。
- 72) 前掲「家譜」235、明治4年5月30日条
- 73) 「団野家文書(越前史料737)。
- 74) 「新番格以下諸下代迄(松平文庫926)。